

久喜市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業について、法第34条の15第2項に規定する認可及び同条第7項に規定する承認を行うにあたり法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認可申請)

第3条 省令第36条の36第1項の規定により乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請をしようとする者は、あらかじめ市長と協議するものとする。

(意見の聴取)

第4条 市長は、法第34条の15第4項の規定により乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ久喜市児童福祉審議会条例（平成22年久喜市条例第119号）第1条に規定する久喜市児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

(認可等の通知)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、及び前条に規定する審議会の意見を勘案し、認可の適否について判断するものとし、認可するときは乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により、認可しないときは乳児等通園支援事業認可申請却下決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(認可の条件)

第6条 市長は、乳児等通園支援事業の認可にあたり、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対して、乳児等通園支援事業の認可等について（令和7年2月26日付けこ成保発第154号こども家庭庁成育局長通知）の社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件を付すものとする。

(認可事項の変更)

第7条 第5条の規定による乳児等通園支援事業の認可を受けた者（次条において「認可事業者」という。）は、認可の申請の際に届け出た事項に変更があったときは、その旨を乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(休止又は廃止)

第8条 認可事業者は、当該乳児等通園支援事業を休止又は廃止しようとするときは、乳児等通園支援事業休止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認するときは乳児等通園支援事業休止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、承認しないときは乳児等通園支援事業休止（廃止）不承認決定通知書（様式第7号）により当該認可事業者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

久喜市長 あて

(申請者)
所在地
事業者名
代表者氏名

乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 1 項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業の種類

☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業

☐ 一般型乳児等通園支援事業

4 事業開始の予定年月日

年 月 日

5 添付書類 ※（9）から（11）は、既に保育所等の認可を受けている場合は、不要です。

- （1） 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- （2） 事業の運営についての重要事項に関する規程
- （3） 収支予算書
- （4） 直近の決算書
- （5） 乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- （6） 法人格を有することを証する書類（法人の事業者のみ）
- （7） 定款、寄付行為その他の規約
- （8） 土地・建物の賃貸借契約書（該当する場合のみ）
- （9） 土地・建物の登記簿履歴事項全部証明書
- （10） 建物の検査済証
- （11） 耐震性があることを証明する書類
- （12） 久喜市暴力団排除条例等（平成 25 年久喜市条例第 16 号）に係る誓約書
- （13） その他市長が必要と認める書類

別紙

1 事業所の名称、所在地及び種別

事業所の名称			
事業所の所在地	TEL FAX メールアドレス		
事業所の種別	☐ 保育所 ☐ 地域型保育事業所	☐ 認定こども園 ☐ 認可外保育施設	☐ 幼稚園 ☐ その他（ ）

2 経営の責任者の氏名及び経歴並びに福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

設置者名等					
	法人種別	☐ 社会福祉法人	☐ 学校法人	☐ 一般財団法人	☐ 宗教法人
主たる事務所の所在地又は設置者住所	TEL				
	FAX				
代表者	(氏名)		(職名)		
	生年月日	年 月 日	代表就任	年 月 日	年 月 日
	(満 歳)				
	TEL				
管理者	(職名)				
	(氏名)				
	生年月日	年 月 日	管理者就任	年 月 日	年 月 日
	(満 歳)				
資格の有無	☐ 有 (資格の種類:) ☐ 無				
	TEL				
緊急連絡先	(職名)				
	(氏名)				

(1) 施設の面積等 ※ 面積は壁の内側の用途に供する部分

(1) 施設の面積等 ※ 面積は壁の内側の用途に供する部分

(2) 建物等の状況 ※既に認可を受けている建物を使用する場合は、記載不要。

(2) 建物等の状況 ※既に認可を受けている建物を使用する場合は、記載不要。

調理関係	☐ 調理室 ☐ 調理設備		
床の材質等	☐ フローリング ☐ 畳 ☐ その他（ ）		
幼児用 手洗設備	☐ 有 ☐ 無		
乳幼児用 沐浴設備	☐ 有 ☐ 無		
その他の 設備			
乳児室の 区画	☐ 有 （ ☐ 専用室 ☐ 棚 ☐ その他（ ） ☐ 無		
建物の構造	☐ 鉄筋コンクリート ☐ 鉄骨造 ☐ れん瓦造 ☐ 木造 ☐ その他（ ）	階建ての 階	
建物の 建築年月	年 月		
建築確認日	年 月 日（昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物 でない場合以下①②へ）		
①耐震診断	☐ 実施済（実施年月日 年 月 日） ☐ 未実施 （ ☐ 耐震基準を満たしている ☐ 耐震基準を満たしていない ）		
②耐震化工事	☐ 実施済（実施年月日 年 月 日） ☐ 未実施		
建物の形態	☐ 専用建物 ☐ 集合住宅 ☐ 一般住宅 ☐ 店舗付住宅 ☐ 事務所ビル ☐ その他（ ）		
建物の構造	☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物 ☐ その他（ ）		
土地の 権利関係	☐ 自己所有 ☐ 賃貸（相手方氏名） 月額賃料 円 （管理費 円）		
建物の 権利関係	☐ 自己所有 ☐ 賃貸（相手方氏名） 月額賃料 円 （管理費 円）		

(3) 保育用具の保有状況

品名	規格	数量	単価	新品・中古の別	保有の形態

4 事業の運営についての重要事項に関する規程

(1) 事業の目的及び運営の方針

(具体的な内容)

障がい児対応	☐ 実施する ☐ 実施しない		
食事の提供	☐ 有 ☐ 無		
食事の提供方法	☐ 事業所内調理（自園調理） ☐ 外部搬入		
搬入施設 (外部搬入の場合)	☐ 連携施設（ ） ☐ 関連小規模保育事業等（ ） ☐ 社会福祉施設（ ） ☐ 病院等医療機関等（ ） ☐ その他（ ）		
搬入施設住所等	TEL FAX		
保有する調理設備	☐ガスコンロ等 ☐手洗い ☐シンク ☐調理台 ☐食器洗浄機 ☐冷凍庫 ☐冷蔵庫 ☐食器消毒保管庫 ☐食器棚 ☐電子レンジ ☐オーブン ☐その他 		

※ 外部搬入により食事を提供する場合は、搬入施設との契約書等を添付すること。

(2) 支援の内容

(具体的な内容)

--

(3) 職員の職種、員数及びその職務の内容

職名	氏名	生年月日	資格名	資格取得 年月日	常勤 非常勤 の別	雇用 年月日	備考
					常勤 非常勤		専任・兼任
					常勤 非常勤		専任・兼任
					常勤 非常勤		専任・兼任
					常勤 非常勤		専任・兼任
					常勤 非常勤		専任・兼任
					常勤 非常勤		専任・兼任
					常勤 非常勤		専任・兼任
					常勤 非常勤		専任・兼任
					常勤 非常勤		専任・兼任

※保育士登録証・幼稚園教諭免許状・栄養士免許証・調理師免許証・看護師免許証・保健師免許証・傷病者の応急手当等に関する講習修了証・小規模保育事業B型及び事業所内保育事業小規模型における保育士でない保育従事者の研修修了証の写し・家庭的保育者の研修修了証（認定証）の写し・家庭的保育補助者の研修修了証の写しを添付すること。

(4) 職員の配置状況

基準上必要な 職員数	配置職員数	常勤職員数 (うち保育士数)	基準の対象となる非常勤職員	
			常勤換算した数	対象職員数 (うち保育士数)
人	人	人 (人)	人	人 (人)

(5) 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに乳児等通園支援を行わない日

平日	☐ 月・ ☐ 火・ ☐ 水・ ☐ 木・ ☐ 金 時 分 ～ 時 分 (時間)
土曜日	☐ 有 (時 分 ～ 時 分) ・ ☐ 無 (時間)
日曜日・祝日	☐ 有 (時 分 ～ 時 分) ・ ☐ 無 (時間)

(6) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

実費徴収	☐ 有 (内容：) ・ ☐ 無
------	--

(7) 利用定員

利用定員	0 歳児	人
	1 歳児	人
	2 歳児	人

(8) 事業の開始及び終了に関する事項並びに当該事業の利用に当たっての留意事項

--

(9) 緊急時等における対応方法

対応マニュアル	☐ 有	☐ 作成予定	☐ 無
緊急時に乳幼児の安全を確保するための考え方			
乳幼児のけが、急病時の具体的対応策			
不審者の侵入など緊急時の対応策			
火災発生時の対応策			
その他の緊急時における具体的方策			

(1 0) 非常災害対策

非常災害対策に関する指針	☐ 有	☐ 作成予定	☐ 無
関係機関への連絡体制	☐ 有	☐ 作成予定	☐ 無
利用乳幼児の保護者への周知	☐ 有	☐ 作成予定	☐ 無
非常災害に関する訓練や地域との連携を含めた具体的な対応策			
乳幼児の安全を確保するための方策 (危険防止のための設備)			
利用乳幼児やその保護者が安心して利用できる環境づくりのための方策 (地域との交流を含めた市、医療機関等関連機関との連携方策、防犯対策)			

(1 1) 虐待の防止のための措置に関する事項

乳幼児の虐待に対する考え方や虐待防止のための措置	
乳幼児の安全を確保するための方策 (危険防止のための設備)	
利用乳幼児やその保護者が安心して利用できる環境づくりのための方策 (地域との交流を含めた市、医療機関等関連機関との連携方策、防犯対策)	

(12) 事故が発生した場合の対応方法

事故発生時の対応・事故発生又は再発防止等に関する指針の策定	☐ 有 ☐ 作成予定 ☐ 無		
状況及び事故後の措置の記録	☐ 作成する ☐ 作成しない		
事故発生時の具体的対応策			
事故若しくはその危険性がある事態が生じた場合の管理者への報告体制について			
事故原因の分析、改善策の作成方法及び職員への周知方法について			
こどもの安全管理に関する職員研修について			
加入状況	☐ 加入 ☐ 今後加入予定 ☐ 未加入		
保険の種類 （加入予定の場合は予定する種類をチェック）	☐ 賠償責任保険 ☐ 傷害保険 ☐ その他（ ）		
保険内容 （加入予定の場合であっても記載すること）			

年 月 日

久喜市長

あて

申請者（設置者）

住所

氏名

管理者（施設長）

住所

氏名

誓 約 書

乳児等通園支援事業の認可申請に際して、下記の事項について誓約します。

なお、久喜市長がこの誓約書の写し等を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、久喜市長が警察署長に下記 1、2 及び 5 に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、乳児等通園支援事業以外の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は市の機関（久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年久喜市条例第 4 号）第 2 条第 1 項に規定する市の機関をいう。）に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び久喜市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。
- 2 児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 3 項第 4 号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- 3 市長から役員等の氏名その他の上記 1 に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに当該情報を市長に提供すること。
- 4 暴力団員等から当該乳児等通園支援事業所等に対する権利行使の妨害その他の不当な要求を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- 5 当該乳児等通園支援事業等の運営について、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならないこと。
- 6 当該乳児等通園支援事業所等の設置者及びその長が暴力団員等に該当するに至ったことにより、久喜市がその認可の取消その他の措置を行っても、一切異議を申し立てないこと。

様式第2号（第5条関係）

乳児等通園支援事業認可通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業について、
児童福祉法第34条の15第5項の規定により、下記のとおり認可します。

なお、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、別紙1に定める条件
を付けるものとします。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業の種類

☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業

☐ 一般型乳児等通園支援事業

4 認可年月日

別紙 1

条件

- (1) 児童福祉法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を営む事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙2の借入金明細書及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を営む事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出をすること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市長が必要と認める書類
 - イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を営む事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙2の借入金明細書及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

別紙 2

借入金明細表（短期運営資金借入金を除く）

自 年 月 日

至 年 月 日

(単位 円)

[illegible]

資産の種類及び名称	期首帳簿価額 (A)	当期増加額 (B)	当期減価償却額 (C)	当期減少額 (D)	期末帳簿価額 (E = A + B - C - D)		減価償却累計額 (F)	期末取得原価 (G = E + F)		摘要
	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額	うち国庫補助金等の額		
基本財産(有形固定資産)										
土地										
建物										
基本財産合計										
その他の固定資産(有形固定資産)										
土地										
建物										
車両運搬費										
その他の固定資産(有形固定資産)合計										
基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)計										
将来入金予定の償還補助金の額							/	/	/	
差引							/	/	/	

(表)

様式第3号(第5条関係)

乳児等通園支援事業認可申請却下決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可について、下記のとおり認可しないことに決定したので、児童福祉法第34条の15第6項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称

2 却下理由

(教示)

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第7条関係）

乳児等通園支援事業認可事項変更届

年 月 日

久喜市長

あて

(申請者)

所在地

事業者名

代表者氏名

年 月 日付け久 第 号により認可を受けた乳児等通園支援事業について、下記のとおり変更があったので、久喜市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱第7条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業の種類

☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業

☐ 一般型乳児等通園支援事業

4 変更事項

別紙

乳児等通園支援事業認可事項変更調書

※変更のあった箇所のみ記入すること。

1 名称、種類及び所在地

区 分	変 更 後	変 更 前
名 称		
種 類		
所在地		
連絡先	T E L F A X	T E L F A X

2 敷地、建物の面積及び構造

区 分	変 更 後	変 更 前
住 所		
敷 地 面 積		
建 物 等	建 築 面 積	
	延 床 面 積	
	屋 外 遊 戯 場	
	建 物 構 造	

(注) 建物構造の変更については、木造、鉄筋コンクリート造等記載すること。

3 建物の規模

区 分	変 更 後		変 更 前	
	室 数	面 積 (㎡)	室 数	面 積 (㎡)
乳 児 室				
ほ ふ く 室				
保 育 室				
遊 戯 室				
幼児用便所				
職員用便所				
調 理 室				
そ の 他				
計				

便 所	幼児用 (大 小)	幼児用 (大 小)
	職員用 (大 小)	職員用 (大 小)
	乳児用 (か所)	乳児用 (か所)

4 備品及び遊具の状況

品 名	規 格	数 量	単価	時価	新品・ 中古の別	保有の形態

5 職員の状況

職 名	氏 名	生 年 月 日	資 格 の種類	資格取得 年月日	給 与		備考
					年 額	諸手当	

6 経営の責任者、実務を担当する幹部職員の変更

区 分	変 更 後	変 更 前
氏 名		
住 所		
年 齢		
職 業		
就任年月日	年 月 日	

(注) 氏名、生年月日、資格、過去の経歴、給料月額（本俸、手当）について、変更前と後に区分して適宜記載すること。また、様式第1号別紙の誓約書を添付すること。

7 定員の状況

区 分	変 更 後	変 更 前
0 歳 児		
1 歳 児		
2 歳 児		
計		

(注) 利用定員を減少する場合には、その理由を記した書類を別に添付すること。

8 経費及び財源内訳（建物その他設備の規模及び構造の変更の場合）

9 定款、登記事項の変更

変更前及び変更後の定款、登記事項証明書を添付すること。

10 運営規程の変更

変更前及び変更後の運営規程を添付すること。

11 役員の変更

氏名、生年月日及び住所について、変更前と後に区分して適宜記載すること。

12 変更理由及び期日

13 添付書類

(1) 定款、理事会議事録（当該申請にかかる部分）の写し、借入金の状況及び償還計画表、収支予算書（本部及び施設会計）

(2) 代表者、管理者の変更の場合

代表者変更後の法人登記簿謄本、理事会等議事録、就任承諾書、履歴書、誓約書（様式第1号別紙）

(3) 移転改築の場合

ア 平面図及び建物配置図並びに求積図

イ 敷地及び屋外遊戯場

ウ 敷地及び建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本又は賃貸借契約書

(4) 敷地及び建物の変更の場合

ア 平面図及び建物配置図並びに求積図

イ 敷地及び建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本又は賃貸借契約書

(5) (1) については、社会福祉法人以外の設置者にあつては、定款、理事会議事録は、当該法人の規約等及び役員会議事録等とし、本部及び施設会計の収支予算書は、乳児等通園支援事業の経営にかかる収支予算書とする。なお、法人以外が設置する場合にあつても、これに準じ作成すること。

様式第5号（第8条関係）

乳児等通園支援事業休止（廃止）承認申請書

年 月 日

久喜市長 あて

(申請者)
所在地
事業者名
代表者氏名

年 月 日付け久 第 号により認可を受けた乳児等通園支援事業を休止（廃止）したいので、児童福祉法施行規則第36条の37第1項の規定により下記のとおり申請します。

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業の種類

☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業

☐ 一般型乳児等通園支援事業

4 休止（廃止）予定期間（日）

年 月 日から 年 月 日まで
(廃止期日 年 月 日)

別紙

乳児等通園支援事業休止（廃止）申請調書

1 休止（廃止）の理由

2 乳児等通園支援事業を受けている児童の処置

氏 名	生年月日	住 所	入 所 年月日	処 置	備 考

3 廃止期日（廃止の場合のみ）

年 月 日

4 財産の処分（廃止の場合のみ）

（1）土地、建物

区 分	面 積	位 置	所有者	借用時の 使用期間	処分方法
土地					
建物					

（2）設備

品 名	規 格	数 量	取得価格	設 置 年月日	所 有 区 分	処分方法

（注）現存しているものについて記載すること。

（3）残金の処分方法

(4) 国又は県単独補助事業等による整備状況

ア 補助団体名

イ 補助年度

ウ 財源内訳

- | | |
|--------------|---|
| ① 国庫補助金 | 円 |
| ② 県補助金 | 円 |
| ③ 一般財源（自己資金） | 円 |
| ④ 借入金 | 円 |
| ⑤ その他 | 円 |

5 職員の処遇（廃止の場合のみ）

職 名	氏 名	生 年 月 日	資 格	給 与		退 職 金 額	処 遇
				年 額	諸手当		

（注）休止の場合も休止予定期間中の職員の処遇について、これに準じて記載すること。

6 休止予定期間（休止の場合のみ）

年 月 日から 年 月 日まで

様式第 6 号（第 8 条関係）

乳児等通園支援事業休止（廃止）承認通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の休止（廃止）について、下記のとおり承認しましたので、久喜市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業の種類

☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業

☐ 一般型乳児等通園支援事業

4 休止（廃止）予定期間（日）

年 月 日から 年 月 日まで
(廃止期日 年 月 日)

(表)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

乳児等通園支援事業休止（廃止）不承認決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の休止（廃止）について、下記のとおり承認しないことに決定したので、久喜市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称

2 不承認の理由

(教示)

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。